

住民票の写しの誤交付についてお詫びとご報告

この度、本町住民福祉部住民課の住民票の写しの交付事務において、本来交付すべき方とは異なる方の住民票の写しを交付する事案が発生しました。

今回の件において、町民の皆さまの信頼を損なうこととなりましたことを深く反省し、今まで以上に個人情報の取扱いについて管理を徹底するなど再発防止に向けて取り組んでまいります。

1 概要

○令和8年5月13日（水）

申請者から、令和8年4月27日（月）に交付を受けた住民票抄本について、子2名の住民票抄本を申請したが、子1名の住民票抄本と妻の住民票抄本であったと電話による連絡があった。調査を行った結果、申請がなかった妻の住民票抄本を誤って交付していたことが確認できたため、申請者に対して電話により経緯を説明し謝罪した。

○令和8年6月4日（木）

誤交付した住民票を回収した。現在のところ、二次被害の報告はない。

2 誤交付の原因

住民票抄本を出力する際、同一世帯の子2名を選択すべきところ、子1名と誤って妻を選択し出力、照合確認が不十分のまま交付してしまった。

3 誤交付された住民票抄本の記載事項

氏名、個人番号、生年月日、性別、住民となった年月日、住所、届出日、転入前住所

4 再発防止策について

- (1) 証明書出力時の確認に加え、交付前の最終確認を必ず担当者以外の職員が行う。また、交付時には申請内容を口頭で読み上げ、申請者とともに証明書の記載内容を指差し確認する。
- (2) 申請書の記載事項及び内容確認について、担当職員及び確認者の署名（または押印）を必須とし、業務に対する責任の所在を明確化し、緊張感の保持と事務ミス抑制を図る。